

地域密着型（介護予防）サービス事業所管理者 各位

世田谷区高齢福祉部介護保険課長
谷澤 真一郎

介護サービス事業所における車両による送迎時にあたっての
利用者の安全管理の徹底について（再周知）

このことについては、東京都から発出された「介護サービス事業所における車両による送迎にあたっての利用者の安全管理の徹底について（令和5年7月7日付5福祉高企第49号）」により周知するとともに、送迎用車両に搭載する安全装置の設置等推進とあわせて利用者の安全管理の徹底をお願いしてきたところです。

しかしながら今般、都内の障害福祉サービス事業所において、エンジンを切った状態の車内に利用者1名が約40分間置き去りになる事故が発生しました。

あらためて申し上げるまでもなく、利用者の安全管理は最も優先されるべき事項です。

各事業所では、これからの時季、気温の上昇とともに車内置き去りによる熱中症等のリスクがさらに上昇することを踏まえ、下記の内容を確認の上、車両による送迎にあたっては利用者の安全管理の徹底を図るよう、お願いします。

また、万が一事故が発生した場合は、各サービスの運営基準に基づき、世田谷区(事業所所在地を管轄する総合支所の保健福祉課)への事故報告を行ってください。

記

1 事故の概要について

令和6年4月9日、都内の障害福祉サービス事業所において、置き去り事故が発生しました。当該事業所において、運転手や添乗スタッフが車内の確認を怠っていたこと、送迎車内置き去りを防止する安全装置を設置していなかったことなどが原因と考えられます。

2 利用者の所在確認について

利用者の乗降時には、設置した安全装置を適切に活用することや、点呼や目視による確認、職員間での情報共有など複数の予防策を組み合わせることで所在確認を実施してください。

特に事業所外での活動、取組等のための移動、その他の移動のために車両を運行するときには、乗降時の確認だけでなく、見失いなども発生しやすいことから所在を確実に把握してください。

【参考資料】

令和4年10月の「子供のバス送迎・安全対策講習会第1回」からの抜粋資料（すぐに取り組める安全対策のご紹介）

※講習会の資料及び動画は、以下の東京都福祉局ホームページに掲載しています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo//hoiku/kodomo_bus_anzen.html

3 安全装置の適正使用について

安全装置が設置されている場合は、定められた方法で使用するとともに、定期的に電源やセンサー、スピーカー等の作動状況を確認し、利用者の置き去りを未然に防止することができるよう、適正な安全装置の使用の徹底をお願いします。

警報音の機能を切るような不適切な使用をしないよう事業所内で周知徹底してください。

【担当】世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者指定・指導担当 電話03-5432-2294